

兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター利用規程

(趣 旨)

第1条 兵庫医科大学病態モデル研究センター規程（以下「センター規程」という。）第1条の規定に基づき、兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター（以下「神戸センター」という。）における動物実験及び実験動物の飼養保管が、安全かつ適正に行われるよう神戸センターの利用に関し必要な事項を定める。

(利用の資格)

第2条 神戸センターを利用できる者は、次に掲げるものとする。

- 1 兵庫医科大学（以下「本学」という。）の教職員、大学院生、研究生、研究員、学生
- 2 「学外者による動物実験の実施に関する細則」が適用される学外者等
- 3 前二号の他、神戸病態モデル研究センター長（以下「神戸センター長」という。）が利用を認めた者

(利用の条件)

第3条 第2条第1項1号及び2号の者が実験動物の飼養保管、動物実験の実施等に関し神戸センター利用を行うためには、次の各号を満たさなければならない。

- 1 動物実験に関する教育訓練を受講し、確認試験に合格していること。
- 2 遺伝子組換え実験安全取扱い講習を受講し、試験に合格していること。
- 3 神戸センターを使用する動物実験計画に実験実施者として記載され承認されていること。

(利用の手続き)

第4条 神戸センターを利用しようとする部署の所属長、もしくは実験責任者は、所定の利用申請書を神戸センター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ② 前項の利用申請書記載内容に変更が生じた場合には、改めて第1項の規定により、その承認を受けなければならない。
- ③ 神戸センターを利用しようとする者は、所定の登録申請書を神戸センター長に提出し、エリア別のセンター利用に関する講習を受講のうえ、その承認を受けなければならない。
- ④ 神戸センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、承認された事項について変更が生じた場合には、改めて第3項の規定により、その承認を得なければならない。

(利用者の登録)

第5条 神戸センター長は、前条の規定により利用者として承認した場合は、所定の登録

簿に登録するものとする。

- ② 一年以上神戸センターの利用がない場合には、改めてエリア別のセンター利用に関する講習を受講しなければならない。
- ③ 退職・卒業等大学施設の使用資格を喪失した場合、登録を解除する。

(経費の負担)

第6条 神戸センターを利用する部署の所属長、もしくは実験責任者は、センター規程第12条で定める利用経費を支払うものとする。

- ②前項の者以外が利用経費を支払う場合には、所定の依頼書にその旨を明記しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、別に定める神戸センター利用細則を遵守しなければならない。

- ② 利用者は、神戸センター内に特殊な飼育装置、実験装置等を導入し実験を行おうとする場合は、事前に神戸センター長に申請し、その許可を得なければならない。

(安全管理を要する動物実験の実施要件)

第8条 センター規程第11条第2項第1号に該当する安全管理を要する動物実験を行おうとする者は、別に定める「神戸病態モデル研究センターP2A エリア利用細則」「兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター標準操作手順書」に基づき動物実験の実施及び実験動物の飼養保管を行わなければならない。

- ② センター規程第11条第2項第2号に該当する安全管理を要する動物実験を行おうとする者は、別に定める「発がん物質等危険物質を用いた動物実験取扱要領」「兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター標準操作手順書」に基づき動物実験の実施及び実験動物の飼養保管を行わなければならない。
- ③ センター規程第11条第2項第3号に該当する安全管理を要する動物実験を行おうとする者は、「放射線業務従事者」として登録されなければならない。

(緊急時に対する措置)

第9条 利用者は、センター規程第13条に規定する緊急の事案が発生した場合には、神戸センター長の指示に基づき適切な対応をとらなければならない。

(利用の報告)

第10条 利用者は、神戸センター長から飼養保管状況等について報告を求められた場合又は第7条第2項の実験を終了又は中止した場合は、その旨を速やかに神戸センター長に届出なければならない。

(雑 則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、神戸センターの利用に関し必要な事項は、神戸病態モデル研究センター運営小委員会の意見を聴き、神戸センター長が別に定める。

(事 務)

第 1 2 条 この規程に係る事務は、大学事務部が行う。

(改 廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2023 年 2 月 22 日から施行する。